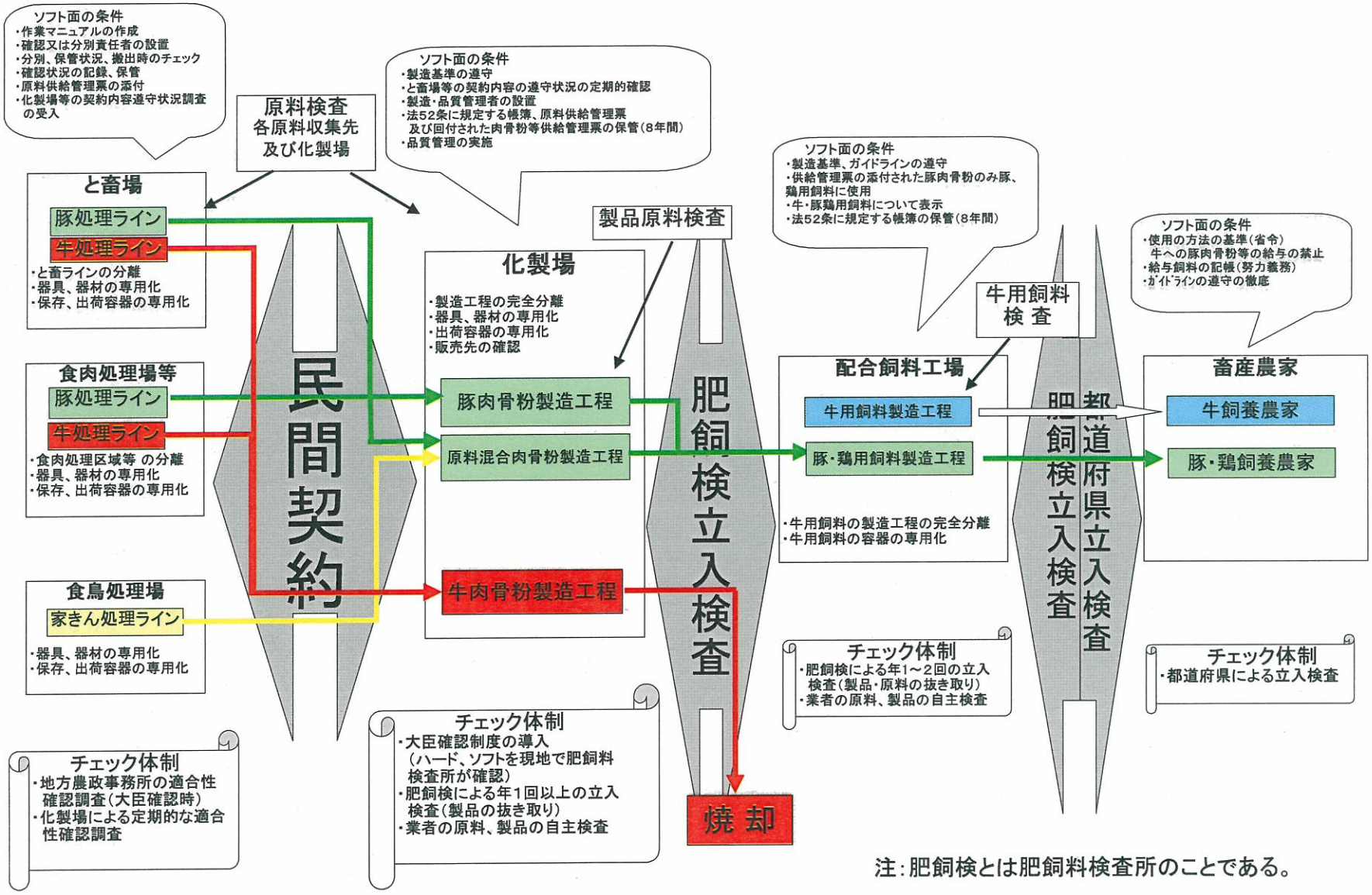
資料２

豚及び家きんに由来する原料を混合したたん白質等の飼料利用に係るリスク管理措置概念図（案）



注：肥飼検とは肥飼料検査所のことである。

資料３

農林水産大臣の確認を要する動物性たん白質の製造基準一覧

飼料の種類		豚由来肉骨粉	原料混合肉骨粉		家きん由来蒸製骨粉等	チキンミール等	血粉等
原料の収集先		と畜場等農場	と畜場等農場	食鳥処理場農場	食鳥処理場農場	食鳥処理場農場	と畜場
原料の畜種		豚	豚	家きん	家きん	家きん	豚又は馬血液
原料収集先	契約の締結	○	○	○	×	×	×
	責任者の設置	○	○	○	×	×	×
	原料容器の専用化の義務	○	○	○	×	×	○
	原料供給管理票の作成	○	○	○	×	×	○
申請事業場	契約締結の確認	○	○	○	×	×	×
	原料輸送容器について	専用容器	専用容器	専用容器	専用容器	専用容器	専用容器
	原料混載	○	○	○	×	×	―
	農政事務所の同行調査	○	○	○	×	×	×
	肥飼料検査所の製品分析（検査対象畜種）	牛・鶏	牛		牛・豚	牛・豚	牛・鶏

○：要又は可
×：不要又は不可